実際に移住した人たちの声

青森での暮らし

私も子どもたちも温泉が好きで、移住前は近所に銭湯はありませんでしたが、十和田にはたくさんあって「今日は○○温泉に行こう！」と子どもも楽しんでいます。

広い園庭のあるこども園に入園し、毎日楽しそうに登園しています。移住前は保育園激戦区できょうだい別々の園に通っていましたが、今は同じ園に一緒に通えて習い事や行事も充実しており、とてもありがたいです。

田舎なので子どもが少ないかと心配していましたが、近所には子育て世帯も多く子どものお友達も多く住んでいて賑やかです。

雪も初めてでしたが、雪遊びを思い切り楽しんでいました。

移住のきっかけ

夫の出身地が十和田市で毎年一緒に帰省しており、自然の豊かさや十和田の方々の優しさに「いいところだな」と魅力を感じていました。

また、コロナ禍に出産し東京での生活に窮屈さを感じていたことや、夫の実家のすぐ近くで分譲地が販売されていて、小学校なども近く子育てしやすい環境だと感じて移住に踏み切りました。いただいた支援金は子どもたちの将来の学費に充てたいと思います。

青森のいいところ

自然が豊かで四季のメリハリがあります。桜まつりや秋まつりなどのイベントで街が盛り上がることも素敵だと思います。図書館や美術館が身近にあり、家族で頻繁に利用しています。

十和田市在住
Mさん（就業：医療）

千葉県出身。2024年春、東京都から青森県十和田市へUターン。現在は、助産師として市内のクリニックに勤務しています。二児のお母さん。

移住のきっかけ

青森県が夫の転勤の候補先の一つとして挙がっていて、私が青森出身ということもあり移住することにしました。

青森のいいところ

時間の流れがゆったりしているようなところ。

都会の喧騒も好きでしたが、それに少し疲れてしまったところもあるので、移住してきて今は居心地が良いです。

青森での暮らし

子どもと一緒にいる時間や自然を楽しむ時間が増えました。子どもは虫獲りやスキーをして楽しんでいます。夏は庭で家族一緒にバーベキューをして、冬は子どもたちが雪遊びをしています。

移住してから朝の過ごし方がゆっくりになりました。子どもを学校に送り、一度家に帰って家事をしてから、大学に通っています。

青森に来てからは、買い物や子どもの送り迎えなどのために車が必要になりましたが、移住支援金を購入費に充てることができて助かりました。

青森市在住
Oさん（就業：保育）

青森県青森市出身。2024年春、青森市へUターン。現在は、昔からの夢である保育士を目指し、資格取得のため大学に通っています。二児のお母さん。

他の方の移住体験談や移住支援の情報が知りたい方は

青森県移住・交流ポータルサイト『あおもり暮らし』へ！

申請窓口は“市町村”です。

※支給できる額に限りがありますので、申請前に必ず市町村へお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせはこちらまで

青森県 健康医療福祉部
健康医療福祉政策課 企画政策グループ
TEL 017-734-9277
E-mail kkenkofu@pref.aomori.lg.jp

UD FONT ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。

はたらく、まなぶ、青森で暮らす

医療・福祉の仕事をお考えの方へ

基本額 100万円

青森県医療・福祉職 子育て世帯移住支援金をご存知ですか？

医療・福祉の仕事や資格取得を目指す
子育て世帯の方を対象にした
青森県独自の移住支援制度です。

＼詳しく知りたい方は／

青森県庁ウェブサイト内
青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援金

青森県 健康医療福祉部健康医療福祉政策課 企画政策グループ

青森県では、県内に移住し、医療・福祉職に就業する子育て世帯へ、移住支援金を支給します。

支給額の例

- 基本額 **100万円**
- 子育て加算 **100万円**（子ども一人あたり最大）
- ひとり親世帯加算 **100万円**

例）子どもが2人のひとり親世帯の場合

基本額 100万円
＋
子育て加算 100万円×2人
＋
ひとり親世帯加算 100万円

400万円

※支給額は市町村により異なる場合があります。

支援対象・主な要件

※申請期限は移住から1年以内です。
※このほか、支援金の返還を含む各種要件があります。

❶ 医療・福祉職の資格がある方

18歳未満のお子さんと共に青森県外から県内に移住し、県内の医療・福祉施設等で資格に基づく業務に就業した方

就業先の相談　下記のいずれかの機関等で紹介されている求人に応募し、就業。

①青森県公式就職情報「あおもりジョブ」
②青森県ナースセンター
③青森県福祉人材センター
④青森県保育士・保育所支援センター
⑤公益財団法人
青森県母子寡婦福祉連合会
無料職業紹介所
⑥青森県栄養士会
⑦県内市町村が開設・運営する
無料職業紹介所
⑧県内市町村社会福祉協議会が
開設・運営する無料職業紹介所
⑨ハローワーク　など

❷ 医療・福祉職の資格がない方

18歳未満のお子さんと共に青森県外から県内に移住し、資格取得を目的に県内の養成機関に就学した方

就学先　県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、下記のいずれかの県内の養成機関（通信制は除く）に就学。

①医師養成校
②薬剤師養成校
③看護師等養成所
④診療放射線技師養成校
⑤臨床検査技師養成校
⑥理学療法士養成校
⑦作業療法士養成校
⑧言語聴覚士養成校
⑨歯科衛生士・
歯科技工士養成校
⑩救急救命士養成校
⑪管理栄養士養成校
⑫栄養士養成校
⑬保育士養成校
⑭社会福祉士養成施設
⑮介護福祉士養成施設
⑯介護福祉士実務者養成施設
※対象養成機関は　など
県ウェブサイトに掲載しています。

医療・福祉職の例

・医師 ・薬剤師 ・看護師等（保健師・助産師・看護師・准看護師）・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・理学療法士 ・作業療法士
・言語聴覚士 ・歯科医師 ・歯科衛生士 ・歯科技工士 ・救急救命士 ・管理栄養士 ・栄養士 ・保育士 ・社会福祉士 ・介護福祉士
・介護支援専門員 ・訪問介護員（介護福祉士実務者研修修了者）など

子育て世帯とは？

18歳未満のお子さんと、お子さんを養育する方々からなる世帯

※転入前から同一世帯の場合で、かつ、転入前からお子さんを養育している場合が対象となります。